

事務連絡

平成27年3月27日

各行政機関政策評価担当課長 殿

総務省行政評価局政策評価課長

## 目標管理型の政策評価の質の向上に向けた取組について

平素より政策評価の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

この度、「目標管理型の政策評価の点検結果」(別添)を取りまとめ、公表したところですが、今般の点検を通して、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承。以下「目標管理型ガイドライン」という。)に沿って行われていないものや、今後の目標管理型の政策評価の実施に当たって御留意いただくことが望ましいものがみられました。

つきましては、このような状況を踏まえ、目標管理型の政策評価に係る共通的な課題について下記のとおり取りまとめましたので、御連絡いたします。

各行政機関におかれましては、当該課題について御確認の上、所管する施策の特性等を勘案しつつ、目標管理型ガイドラインに沿った評価の徹底や当該留意事項を踏まえた目標管理型の政策評価の一層の質の向上に努めていただきますようお願いいたします。

なお、当省におきましても、各行政機関における取組と並行して、有識者の知見を得て、目標管理型の政策評価の質の向上に資する検討及び情報の提供に努めてまいります。

## 記

## 1. 目標管理型ガイドラインに沿った対応が求められる事項

## (1) 達成すべき目標・測定指標関係

- ① 達成すべき目標に関し、政策効果に着目して、「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」を事前分析表においてあらかじめ明らかにする。

また、目標達成度合いの測定指標は、施策の達成状況を適切に説明できるものとする。

さらに、当該測定指標は、当該目標に関し達成すべき水準が数値化されているものや、定性的であっても達成すべき目標に関し達成すべき水準が具体的に特定され事後検証が可能なものとする。

併せて、当該水準を達成しようとする年度を明らかにする。

- ② 達成すべき目標の設定の考え方・根拠並びに測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠を事前分析表においてあらかじめ明らかにする。

## (2) 目標達成度合いの測定関係

目標達成度合いの測定は、目標管理型ガイドラインにおいて定められた各行政機関共通の5区分の適用基準に沿って行うとともに、その判断根拠を明らかにする。

## (3) その他

- ① 事前分析表は、あらかじめ早期に作成し、速やかに総務省行政評価局に送付するとともに、公表する。
- ② 政策評価書は、原則として8月末を目途に作成し、速やかに総務省行政評価局に送付するとともに、公表する。
- ③ 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報については、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき、明らかにする。
- ④ 毎年行っている評価について、業務量、緊急性等を勘案し、施策の節目に合わせて評価を行う一方で、評価を行わない年度においてはモニタリングを行うといった対応等により、評価作業の効率化に努める。

## 2. 今後の目標管理型の政策評価の実施に当たって御留意いただくことが望ましい事項

### (1) 達成すべき目標・測定指標関係

主要な測定指標については、主要な測定指標である旨を事前分析表等においてあらかじめ明らかにする。

### (2) 目標達成度合いの測定関係

- ① 測定指標に係る目標達成度合いの測定方法や基準を事前分析表等においてあらかじめ明らかにする。
- ② 事前分析表等においてあらかじめ明らかにした測定指標と異なる測定指標を用いて目標達成度合いを測定する場合には、政策評価書においてその旨及び理由を明らかにする。

### (3) 施策の分析関係

政策の見直しにより貢献していく観点から踏み込んだ評価を行う際、以下の点に留意する。

ア 目標達成度合いに係る要因等の分析

目標設定の妥当性や目標達成度合いに係る要因等を十分に分析する。

イ 達成手段が目標へ有効に寄与しているかの分析

- (ア) 政策の目的、目標（測定指標）、達成手段等から成る政策体系を明確化し、達成手段がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定を明確にした上で、事後において当該想定を検証する。
- (イ) 検証に当たっては、できる限り、以下のような分析を実施する。
  - (i) 目標に対する実績はどのような要因（達成手段、想定外の外部要因など）により得られたのか。  
また、要因ごとに実績にどの程度影響を与えたのか。
  - (ii) 達成手段により得られた実績は事前の想定どおりか。

#### (4) 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保関係

行政事業レビューにおける指摘を踏まえて、どのような事業の見直しを行い、当該見直しが施策の目標設定や目標達成度合いにどのように影響するのかを把握するとともに、事前分析表や政策評価書を行政事業レビューにおいて活用する。